

## 違法エレベーターについて（簡易リフト）

労働安全衛生法では認められている簡易リフトは建築基準法では違法エレベーターとされる場合があります。違法エレベーターとなる場合は簡易リフトとして設置して

- ① 搬機（カゴ）の床面積が1㎡を超える場合。
- ② 搬機（カゴ）の高さが1.2mを超える場合。
- ③ 周壁が不燃材料で覆われていない場合。（金網等、内部が見える）
- ④ 構造部・安全装置が建築基準法の規定に適合していない。

（出し入れ口の扉が上げ戸又は上下戸ではない場合）

などがあります。

今までは事故があると労働基準監督所が調査に入り不良箇所の是正を指示していました。

この場合、労働基準監督所の指示に従い簡易リフトとして

- ① 安全装置が正しく作動しているか点検する。
- ② 老朽化部品を交換する。
- ③ 点検の記録を確認する。

などの整備で再使用が出来ました。

ところが最近になって重大事故の多発もあり国土交通省の指導が入るケースが出てきました。

この場合は、建築基準法における昇降機、又は昇降機に該当しない搬送機に改修が必要です。

- ① エレベーターの規定に沿って改修する。
- ② 小荷物専用昇降機の規定に沿って改修する。
- ③ 垂直搬送機に改修する。
- ④ 使用禁止にする。

上記の選択肢がありますが、何れにしてもかなり大規模の改修、場合に依っては入替が必要となります。

エレベーター又は小荷物専用昇降機の規定に沿って改修する場合、特定行政庁の建築指導課又は都道府県の建築確認検査室（土木事務所）と相談しますが、入替をしなければ直しきれないなど予算が掛かり過ぎる場合は垂直搬送機に改修することで安価になるケースがあります。

国土交通省の指導が入らなくても最近、コンプライアンス（法律遵守）に力を入れている企業が最近、数多く見受けられ昇降機、又は昇降機に該当しない搬送機に改修する問合せがあります。御社も、もしもに備えて安全対策を御一考していただければ幸いです。